

転出される方への市税 Q&A

大分市財務部 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

証明関連 証明に関するお問い合わせは、税制課（097-537-5673）へ

Q 市外に転出するのですが、所得証明書等が必要となった場合にはどのようにすればよいですか。

A 郵便での請求ができます。ただし、請求は基本的に本人に限られます。なお、請求にあたっては、下記のものを同封の上、税制課証明担当班あてに送付してください。

1. 次の事項が記載された書面

- ・本人の新住所並びに大分市に居た時の住所、氏名、生年月日、日中連絡の取れる電話番号、使用目的
- ・必要とする証明の種類と年度と通数（「市民税・県民税課税証明書〇〇年度（〇年中の所得）」1通など）

2. 証明に係る手数料（ゆうちょ銀行・郵便局取扱いの定額小為替でお願いします）

※証明の種類等により手数料が異なりますので、あらかじめ税制課にお問い合わせください。

3. 返信用封筒（送付先を記入の上、切手をお貼りください）

4. 請求者本人であることを証明するもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などのコピー）

また、一部の税証明についてはオンライン申請も行っております。詳細は大分市ホームページをご覧ください。

市民税・県民税関連 市民税・県民税に関するお問い合わせは、市民税課（097-537-5729, 5730）へ

Q 納期が来ていない市民税・県民税があるのですが、市外に転出後は大分市に納めなくても良いのですか。

A 年の途中で転出されても、その年度の市民税・県民税は今までどおり大分市に納めていただくこととなります。

Q 令和4年4月に転出するのですが、令和4年度の市民税・県民税はどのようになりますか。

A 令和4年度の市民税・県民税は、令和4年1月1日に居住する市町村で課税されます。令和4年4月に転出される場合でも、令和4年1月1日に大分市に居住されていれば、令和4年度の市民税・県民税は大分市での課税になります。よって、市外や海外に転出することで、6月に送付する納税通知書の受領や納付、各種手続きに支障を来すことが予想される場合は、市民税課までご連絡ください。

軽自動車税関連 軽自動車税（種別割）に関するお問い合わせは、税制課（097-537-7314）へ

Q 市外に転出するのですが、原付バイクについてどのような手続きが必要ですか。

A 軽自動車税（種別割）は、原付バイク等の主たる定置場のある市区町村で課税されますので、ナンバープレート転出先市区町村のものに変更してください。手続きは、大分市ナンバーの廃車申告も含めて、転出先の市区町村でできます。（詳しくは、転出先の市区町村にお問い合わせください。）。)

固定資産税関連

固定資産税に関するお問い合わせは、資産税課（097-537-5610）へ

Q 大分市内に固定資産を所有していますが、市外や海外に転出する際の手続きはどのようにすればよいですか。

A 市内に固定資産を所有されている方の固定資産税は、どこにお住まいでも大分市に納めていただくこととなります。よって、市外や海外に転出することで、納税通知書の受領や納付、各種手続きに支障を来すことが予想される場合は、納税管理人の選任（申告）をしていただくことをお願いしておりますので、あらかじめ資産税課にお問い合わせください。

また、市外への転出後、更に住所の変更をされた場合についても資産税課までご連絡ください。

納税関連

納税に関するお問い合わせは、納税課（097-537-5611, 5691, 5692）へ

Q 未だ納めていない税金があるのですが、どのようにすれば良いですか。

A 転出されても大分市に納めていただくようになりますので、早急に納付してください。

どうしても納付が困難な場合には、納税課までご連絡ください。

Q 市外に転出するのですが、税金はどこで納めることができますか。

A 全国のゆうちょ銀行・郵便局（納付書によっては、九州外のゆうちょ銀行・郵便局では納付できないものもあります。）、納付書裏面に記載のある金融機関の全ての店舗、コンビニエンスストアで納めることができます。ただし、各納付書の指定期限を過ぎている場合は、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアで納付できません。また、納付書にバーコードの印字がない場合は、コンビニエンスストアで納付できません。

Q 金融機関の店舗などの窓口やコンビニエンスストア以外で納付はできますか。

A 各納付書の指定期限内であれば、スマートフォンアプリでの納付や大分市税納付サイトでのクレジットカード納付、ペイジーでの納付が可能です（納付書の種類や税額によっては、利用できない場合があります。）。詳しくは、納付書裏面や大分市ホームページに記載しておりますのでご確認ください。

なお、口座振替により納付される場合は、納付書裏面に記載のある金融機関及びゆうちょ銀行の全店舗の口座が利用できます。

Q 納付書をなくしたのですが、再発行はできますか。

A 再発行できますので、納税課までご連絡ください。

Q 口座振替を利用して市民税・県民税等を納めていますが、市外に転出する場合、何か手続きが必要ですか。

A 特に手続きの必要はありません。転出されても、納期限が到来していない市民税・県民税等は引続き依頼のあった当該口座から振替をさせていただくこととなります。このため、転出時に口座の解約等をされますと振替ができなくなりますのでご注意ください。

市税に関する情報はホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

◆ホームページアドレス <http://www.city.oita.oita.jp/>